

Ⅱ ステップアップ支援コース

※複数のコース、提案事業を同時に申請することはできません。

3年後の未来の目標を念頭に、組織体制の改革や新事業の構想、事業のさらなる拡大など、具体的かつ効果的なプランの立案に基づいた、活動の持続性の向上や事業の発展につながる事業についてサポートするコース。



NPO 法人
任意団体など

●応募資格（次の事項にすべて該当することが必要です）

- ① 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としている市民活動団体
 - ② 5人以上の市民（在住、在勤、在学を含む）が構成員に含まれている団体
※親族のみの申請は不可
 - ③ 団体の設立目的、組織（役員等）、会議（総会等）、代表者などの定めがある団体
 - ④ 申請時に設立から1年以上の市民活動団体
 - ⑤ これまでに、ステップアップ支援コースに2回採択されていない団体
 - ⑥ 令和5年度及び令和6年度に連続してミライカナエル活動サポート事業の補助を受けていない団体
 - ⑦ これまでに、本市の旧まちづくりパートナーシップ事業提案制度等に採択されていない団体（本市の旧公益的市民活動助成事業の採択団体は申請可能です。）
 - ⑧ 暴力団員が構成員でない団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない団体
 - ⑨ 宗教活動、政治活動及び選挙活動を主たる目的としない団体
 - ⑩ 市税の滞納がない団体
- ※構成員が18歳未満の者のみの場合は、構成員とは別に責任能力のある18歳以上の協力者が必要です。

●補助金額

上限10万円。（単年度事業。1団体につき2回まで）

- ・事業開始当初に全額支払います（補助金額は千円単位）。
- ・補助金の終了後も事業が継続できる提案であることが必要です。
- ・3年連続でミライカナエル活動サポート事業の助成は受けられません（コース問わず）。

●対象経費

- ・事業実施期間に支払った、提案事業の実施に直接必要な経費のみ。
- ・家賃補助（家賃・光熱水費）や人件費（賃金・給与）については補助の対象外です。なお、謝金や旅費交通費は、ここにいう人件費にはあたりません。

※事業を実施する中で、当初予定していた事業ができないなどの理由により、途中で事業の目的や事業内容を大きく変更することはできません。場合によっては、補助金を返還していただくことになります。

●事業期間

2025年（令和7年）8月1日から2026年（令和8年）3月31日まで（8か月間）

●申請書類

エントリーシート（第1号様式）、収支予算書（第2号様式）、団体概要書（第3号様式）、定款又は規約（会則）、役員名簿（氏名、役職の記載があるもの）、会員名簿（氏名、住所（又は勤務先名及び所在地、学校名及び所在地）の記載があるもの）、前年度決算関係書類（収支決算書・貸借対照表・財産目録等）、藤沢市税の**未納がないことの納税証明書**※申請日から3か月以内に発行されたもの（法人のみ。市外法人は課税地の法人市民税の未納がない証明書。滞納処分を受けたことがない証明ではありません）

※申請書類は、役員名簿・会員名簿・納税証明書を除き公開し、関係者等に配布するほか、事業が採択された場合は、中間報告会等でも公開します。また、団体の名称や事業内容等を市ホームページ等で公開します。

※提出された書類は返却しません。

●年間スケジュール（★で示したイベントは、団体にご出席いただきます）

時期	ステップアップ支援コース
4月	4月18日(金)・22日(火)・24(木) 募集説明会
5月	～5月9日(金)まで 事前相談 申請事業や書類の書き方の相談受付 4月25日(金)～12日(月) 正午 申請書類受付期間
6月	6月9日(月) 書類審査(一次審査) ※申請団体の出席はございません。
7月	★7月5日(土) 公開プレゼンテーション審査(二次審査) (予備日7月12日) 結果のお知らせ・補助金申請
8月	8月1日以降 採択事業開始 補助金交付
9月	★伴走支援連続講座(3回) 平日午後6時以降(予定)
10月	団体運営・事業運営のノウハウを学ぶ連続講座・相談会を実施します。(参加費無料)
11月	★11月16日(日) 中間報告会(進捗状況のヒアリング)
12月	★伴走支援相談会(1回) 平日午後6時以降(予定)
1月	
2月	
3月	事業終了
翌4月	事業報告(書類提出・ヒアリング)

●中間報告会への出席・事業報告書類の提出

事業開始後、活動をより効果的に支援するため、中間報告会に出席していただきます（報告書の提出あり）。

また、事業終了後1ヶ月以内に、事業の完了届及び収支決算書等を提出していただき、領収書等書類の確認もさせていただきます。